

第4期津市障がい福祉計画（案）の概要について

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「障がい福祉計画」は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等の提供体制が確保されるように、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき策定を義務づけられた計画です。

第3期計画の計画期間が平成26年度末で終了することに伴い、国の定める基本指針を踏まえつつ、第3期計画の障がい福祉サービスの利用実績や数値目標の進捗状況等の検証を行い、平成29年度の目標に向け、新たに第4期計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市が行う障がい者施策全般に関わる「津市障がい者計画」を推進するため、障がい福祉サービス等の見込量や確保方策を定めます。

3 計画の期間

計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間です。

第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

主な現状

- ①サービス提供事業所の不足
- ②福祉施設入所者の地域生活移行の低調
- ③就労系サービスの利用者の増加

主な課題

- ①サービス提供事業所によるヘルパー等支援者の確保
- ②地域生活を支える社会資源の整備と有効利用に向けた取組
- ③一般就労へ結びつけていくための仕組みづくり

今後のスケジュール

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| ○パブリックコメントの募集 | 平成26年12月5日（金）から平成27年1月5日（月）まで |
| ○障がい者団体へのヒアリング | 平成26年12月8日（月）から平成26年12月26日（金）まで |
| ○市議会協議会（予定） | 平成27年2月 |
| ○計画策定（予定） | 平成27年3月 |

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいの有無にかかわらず、等しく相互に人格と個性を尊重し合い、地域社会における共生の実現

2 基本目標

「一人ひとりの個性が尊重され、心豊かに暮らしていける共生社会の実現」をめざします。

第4章 重点課題に関する見込量及び確保方策

国の基本指針により、次の重点課題に取り組みます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とします。

2 福祉施設から一般就労への移行

平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を、次のとおりとします。

- (1) 平成29年度末における利用者数を平成25年度末から6割以上増加します。
- (2) 全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成します。

3 地域生活支援拠点等の整備

平成29年度までに障がい者の地域での生活を支援する拠点等の整備を促進します。

第5章 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策

第3期計画における障がい福祉サービス等の利用実績等や第4期計画の重点課題を勘案して、平成27年度から平成29年度までの見込量を算定し、その提供体制を確保する方策を定めます。

1 自立支援給付

- (1) 訪問系サービス（居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・重度障害者等包括支援）
- (2) 日中活動系サービス（生活介護・自立訓練（機能訓練、生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A、B型）・療養介護・短期入所）
- (3) 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援）

2 相談支援

- (1) 計画相談支援
- (2) 地域移行支援
- (3) 地域定着支援

3 地域生活支援事業

- (1) 相談支援事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 意思疎通支援事業
- (4) 日常生活用具給付事業
- (5) 移動支援事業
- (6) 日中一時支援事業
- (7) その他の事業
 - 福祉ホーム事業
 - 知的障害者職親委託制度
 - 声の広報発行事業など

4 障がい児支援

- (1) 児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス
- (3) 保育所等訪問支援
- (4) 障害児相談支援

第6章 計画の推進

津市地域自立支援協議会において、計画の達成状況等について、継続的に点検・評価を行い、必要な対策を実施します。

第4期津市障がい福祉計画 (案)

津 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3

第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

1 第3期計画における重点課題	4
2 自立支援給付	6
3 相談支援	10
4 地域生活支援事業	11
5 障がい児支援	15

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	16
2 基本目標	16

第4章 重点課題に関する見込量及び確保方策

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
2 福祉施設から一般就労への移行	18
3 地域生活支援拠点等の整備	19

第5章 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策

1 自立支援給付	20
2 相談支援	25
3 地域生活支援事業	26
4 障がい児支援	30

第6章 計画の推進

	31
--	----

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「障がい福祉計画」は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等の提供体制が確保されるように、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条に基づき策定を義務づけられた計画です。

本市では、計画的にサービス提供を推進していくために、必要なサービスの見込量やこれを確保するための方策を定める平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間を対象とした「第 3 期津市障がい福祉計画」（以下「第 3 期計画」という。）を策定しました。

この度、第 3 期計画の計画期間が平成 26 年度末で終了することに伴い、国の定める基本指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）に示されている考え方等を踏まえつつ、第 3 期計画の障がい福祉サービス等の利用実績や数値目標の進捗状況等の検証を行い、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を対象とした「第 4 期津市障がい福祉計画」（以下「第 4 期計画」という。）を策定します。

障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

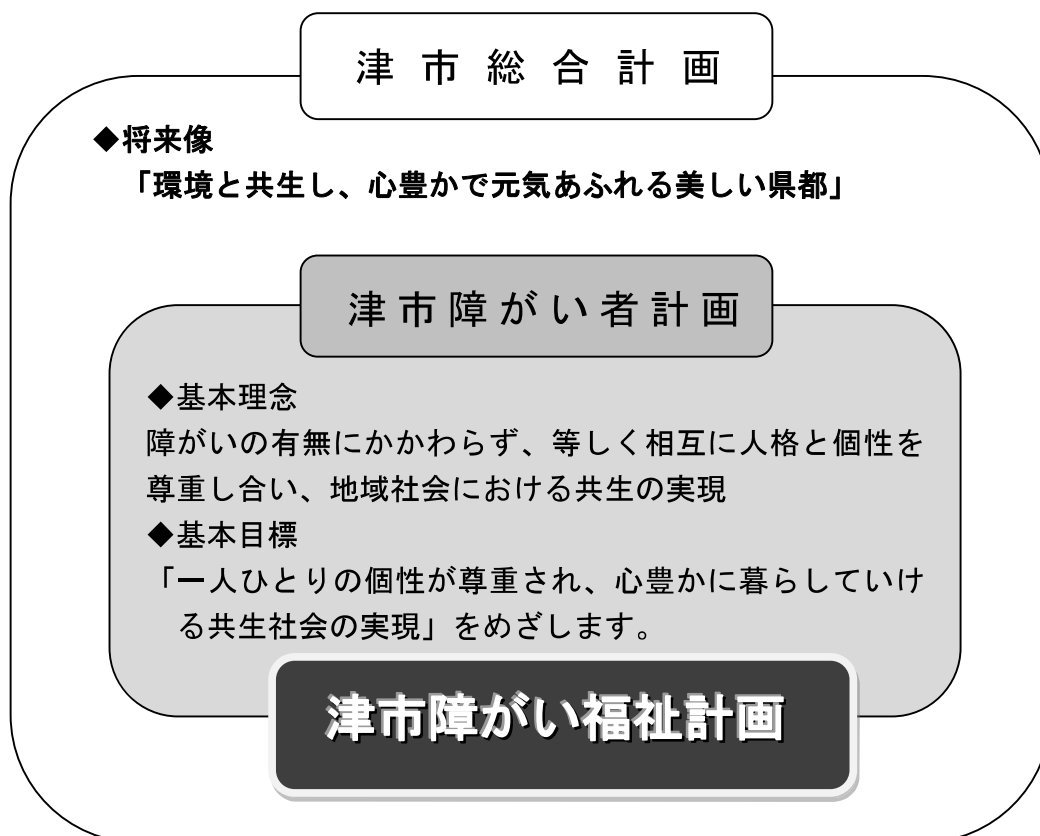
二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

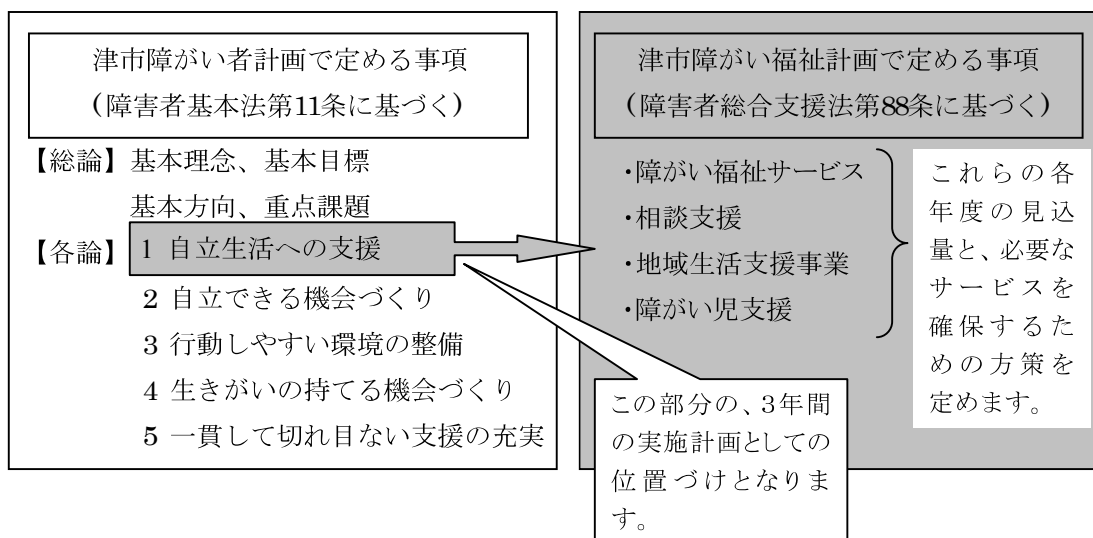
（第 3 項以下 省略）

2 計画の位置づけ

本計画は、本市が行う障がい者施策全般に関わる基本理念や主要施策を定める「津市障がい者計画」（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）の中の障がい福祉サービス等の提供体制に関して策定するもので、計画の策定に際しては、津市の総合的な方向性を示す計画である「津市総合計画」との整合性を図るものです。



◆津市障がい者計画との関係

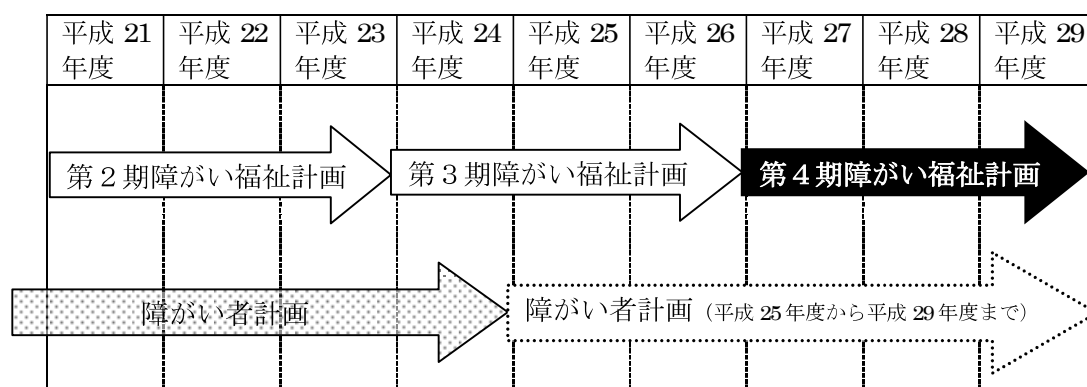


3 計画の期間

障がい福祉計画は、3年を1期として策定することとなっています。

第4期計画は、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした第3期計画の見直しを行い、平成27年度から平成29年度までを計画期間として策定します。

ただし、計画の期間中に法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

1 第3期計画における重点課題

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①第3期計画における数値目標及び実績

項 目	平成 26 年度 数値目標	平成 23 年度 までの実績	平成 24 年度 実績	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 実績（見込）
福祉施設入所者の 地域生活への 移行者数	59 人	17 人	2 人	1 人	2 人
福祉施設入所者 数	276 人		277 人	275 人	278 人

②現状

福祉施設入所者の地域生活への移行者数は、平成 26 年度までの移行者を 59 人で見込んでいましたが、移行者数は、平成 23 年度までの実績と合わせて 22 人と低調で、数値目標に対し 37 人が下回っています。

福祉施設入所者は、平成 26 年度で 276 人を見込んでいましたが、地域生活への移行が見込みを下回ったことや待機者がいることから、削減の数値目標を下回っています。

③課題

福祉施設入所者は、入所が長期になると地域生活のイメージを持ちにくく、その家族も退所することが不安になります。

このことから、退所後の生活を想定した障がい福祉サービス等を体験利用して自信をつけることや、地域生活を支える社会資源の整備と有効利用に向けた取組が必要となっています。

（２）福祉施設から一般就労への移行

①第３期計画における数値目標及び実績

項 目	平成 26 年度 数値目標	平成 24 年度 実績	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 実績（見込）
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	8 人	6 人	13 人	13 人

項 目	平成 26 年度 数値目標	平成 24 年度 実績	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 実績（見込）
福祉施設の利用者数	1, 045 人	1, 063 人	1, 155 人	1, 227 人
うち就労移行支援事業の利用者数	12 人	8 人	9 人	19 人

項 目	平成 26 年度 数値目標	平成 24 年度 実績	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 実績（見込）
就労継続支援事業の利用者数	421 人	456 人	524 人	582 人
うち就労継続支援 A 型事業の利用者数	14 人	59 人	110 人	133 人

②現状

福祉施設利用者の一般就労への移行者数は、平成 24 年度は 6 人、平成 25 年度以降は 13 人と、平成 26 年度数値目標 8 人を上回っています。

就労移行支援及び就労継続支援 A 型の利用者数は、平成 24 年度以降に事業所の新規参入があったことから、年々増加しています。

③課題

平成 26 年度数値目標は達成しているものの、増加している就労移行支援や就労継続支援の利用者を一般就労に結びつけていくための仕組みづくりが必要となっています。また、障がい者と企業等が互いに知る機会を創出するなど、職場実習や体験を通した一般就労のイメージを持てる取組が必要となっています。

2 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

①第3期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用時間総数と利用者数)

サービス名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度 (見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	時間／月	4,466	4,527	4,875	4,836	5,285	4,955
	人／月	229	233	250	260	271	275
重度訪問介護	時間／月	3,693	3,521	4,220	3,922	4,748	4,038
	人／月	7	7	8	8	9	8
同行援護	時間／月	399	400	434	482	469	469
	人／月	57	40	62	46	67	45
行動援護	時間／月	19	0	38	0	57	0
	人／月	1	0	2	0	3	0
重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0

②現状

居宅介護は、事業所数が減少しているものの、利用者数は見込量を上回っています。

重度訪問介護は、受け入れ可能な事業所が少なく、利用人数はほぼ横ばいですが、平成 26 年度の制度改正により、知的・精神障がい者への対象者の拡大が行われたので、増加することが見込まれます。

同行援護は、事業所数が増加しなかったために、利用者数が見込量を下回っています。

行動援護は、市内の事業所が休止しており、利用実績はありません。

重度障害者等包括支援は、県内に事業所がなく、利用実績はありません。

③課題

訪問系サービスは、1人当たりの利用時間が増加しており、新たな利用に対応するヘルパー等の支援者（以下、「支援者」という。）の確保が難しくなっています。また、重度訪問介護、同行援護、行動援護等は、障がい特性に応じた支援者の養成が必要となっています。

(2) 日中活動系サービス

○生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

①第3期計画における見込量及び実績

（一月当たりの平均利用日数総数と利用者数）

サービス名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度（見込）	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	人日／月	9,594	11,012	10,080	11,483	10,494	11,616
	人／月	533	579	560	602	583	607
自立訓練 （機能訓練）	人日／月	126	173	126	153	126	174
	人／月	9	12	9	9	9	9
自立訓練 （生活訓練）	人日／月	228	132	304	165	380	137
	人／月	12	8	16	11	20	10
就 労 移 行 支 援	人日／月	120	99	120	129	120	345
	人／月	10	8	10	9	12	19
就 労 継 続 支 援 A 型	人日／月	120	1,075	120	2,108	280	2,592
	人／月	6	59	6	110	14	133
就 労 継 続 支 援 B 型	人日／月	6,086	6,959	6,545	7,155	6,919	8,027
	人／月	358	397	385	414	407	449

②現状

生活介護は、事業所数が減少しているものの、1事業所当たりの利用者数は増加しており、利用者数、利用日数ともに見込量を上回っています。

自立訓練（機能訓練）は、事業所が本市に1か所しかなく、利用者数も横ばいとなっています。

自立訓練（生活訓練）は、年々増加する方向で利用を見込んでいましたが、1事業所が廃止したことにより、利用者数、利用日数ともに見込量を下回っています。

就労移行支援は、事業所の新規参入があり、見込量を上回っています。

就労継続支援A型は、事業所の新規参入があり、見込量を上回っています。

就労継続支援B型は、事業所の新規参入と既存事業所の受け入れが進んだことにより、利用者数、利用日数ともに見込量を上回っています。

③課題

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）は、見込み以上の利用者数となっています。

その一因としては、日中活動系サービスの利用者の増加と就労継続支援Ａ型や就労移行支援等の就労系サービス事業所の増加が挙げられますが、生活介護、就労継続支援Ｂ型等の資源も順調な伸びを示していることから、事業を通して一般就労へ結びつけていくための仕組みづくりが必要となっています。

○ 療養介護

①第３期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度（見込）	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
療養介護	人／月	41	40	41	41	41	44

②現状

療養介護は、本市１か所を含め県内３か所の事業所があり、少しずつ利用者は増加しています。

③課題

療養介護は、受け入れできる事業所が少なく、待機期間が長くなる傾向にあるため、受入拡大が必要となっています。

○ 短期入所

①第３期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用日数総数と利用者数)

サービス名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度（見込）	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
短期入所	人日／月	609	585	644	595	679	564
	人／月	87	91	92	89	97	85

②現状

短期入所は、利用者数及び利用日数の増加を見込んでいましたが、定期的な利用により満床になることが多く、増加につながっていません。

③課題

短期入所は、介護者の病気等による緊急時の受入が困難な場合もあり、新たな事業所の確保が必要となっています。

(3) 居住系サービス

①第3期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度(見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
共同生活援助	人／月	11	14	11	16	177	193
共同生活介護	人／月	144	153	155	165	—	—
合 計		155	166	166	181	177	193
施設入所支援	人／月	277	277	277	275	276	278

②現状

共同生活介護（ケアホーム）は、平成 26 年度から共同生活援助（以下、「グループホーム」という。）に一元化されました。

グループホームの利用者数は、事業所の新規参入があり、増加しています。

施設入所支援の利用者数は、見込量を上回っているものの、平成 24 年度以降横ばいです。

しかし、毎年施設入所できる人数が少ないため、待機者数は年々増加しております。

③課題

グループホームは、福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域移行の受け皿として重要な役割を担い、また介護者の高齢化もあり、需要は高まっており、一層の事業所の確保を図る必要があります。

施設入所支援は、待機者も多く、介護者の負担の軽減のための方策が必要となっています。

3 相談支援

①第3期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度(見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人／月	77	8	150	33	222	99
地域移行支援	人／月	4	6	4	3	4	0
地域定着支援	人／月	24	2	24	1	24	0

②現状

計画相談支援は、必須となる平成 27 年度に向けて、利用者数は少しずつ増えていますが、見込量と比べると下回っています。現在も事業所の増加や増員が進んでおり、実績の増加が見込まれます。

地域移行支援及び地域定着支援は、事業所はあるものの、平成 26 年度の利用実績はありません。

③課題

計画相談支援は、平成 27 年度以降も利用者の増加が見込まれるため、更なる事業所の確保が必要となっています。

地域移行支援及び地域定着支援は、地域で生活をしていくために、地域移行支援及び地域定着支援が利用できるよう、関係者によるネットワークづくりが必要となっています。

4 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

①第3期計画における見込量及び実績

(相談に関わる事業所数)

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度(見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4	5	5	5

②現状

障がい者相談支援事業は、4事業所体制で「津市障がい者相談支援センター」の事業実施をしてきましたが、増加している相談者への対応に向け、平成 25 年度に 1 事業所の新規参入を確保し、5 事業所体制による相談支援の充実を図りました。

③課題

障がい者相談支援事業は、相談内容が多様化しており、相談を受ける職員には幅広い知識が求められています。また、計画相談支援事業所等との連携による継続した相談支援体制づくりが必要となっています。

(2) 成年後見制度利用支援事業

①第3期計画における見込量及び実績

(延利用者数)

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度 (見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
成年後見制度利用支援事業	人／年	3	6	4	7	5	8

②現状

成年後見制度利用支援事業は、平成 24 年度から地域生活支援事業の必須事業となり、延利用者数は平成 24 年度 6 人、平成 25 年度 7 人、平成 26 年度 8 人と少しずつ増加しています。

③課題

成年後見制度利用支援事業は、判断能力が不十分な障がい者の権利を擁護す

るため、成年後見制度の更なる周知が必要となっています。

(3) 意思疎通支援事業

①第3期計画における見込量及び実績

(延利用者数)

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度(見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
意思疎通支援事業	人／年	275	250	275	237	275	237

②現状

意思疎通支援事業（平成 24 年度まではコミュニケーション支援事業）は、平成 24 年度以降は減少傾向にあります。

③課題

意思疎通支援事業は、事業の拡大に対応する手話通訳者・要約筆記者等の養成と安定した人材確保が必要となっています。

(4) 日常生活用具給付等事業

①第3期計画における見込量及び実績

(延給付件数)

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度(見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
介護訓練支援用具	件／年	18	12	18	19	18	19
自立生活支援用具		56	59	56	58	56	58
在宅療養等支援用具		48	55	48	72	48	72
情報・意思疎通支援用具		46	69	46	44	46	44
排泄管理支援用具		5,551	5,906	5,639	5,900	5,727	5,900
住宅改修費		12	10	12	16	12	16

②現状

介護訓練支援用具、在宅療養等支援用具、住宅改修費は、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて給付件数が増加しているのに対し、情報・意思疎通支援用具は減少しています。

見込量との比較で見ると、在宅療養等支援用具と排泄管理支援用具は、いずれの年度も見込量を上回っています。

③課題

日常生活用具給付等事業は、利用者の利便性確保の観点から、最適な日常生活用具の給付への対応が必要となっています。

(5) 移動支援事業

①第 3 期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用時間総数と利用者数)

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度 (見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
移動支援事業	時間／月	858	1,220	936	1,257	1,014	1,246
	人／月	132	164	144	176	156	162

②現状

移動支援事業は、利用者数、利用時間ともに見込量を上回る実績となっています。

③課題

移動支援事業は、利用者 1 人当たりの利用時間数が増加しているため、新規利用者への対応が必要となっています。

(6) 日中一時支援事業

①第 3 期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用日数総数と利用者数)

事業名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度 (見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中一時支援事業	人日／月	2,184	2,333	2,502	2,607	2,820	2,646
	人／月	364	366	417	395	470	399

②現状

日中一時支援事業は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、利用者数、利用時間ともに増加しています。

③課題

日中一時支援事業は、受入拡大を目的として平成 24 年度から「夏季休暇時特別加算」を新設しました。しかしながら、年々利用希望者は増加しており、新たな事業所の確保が必要となっています。

(7) その他の事業

①第 3 期計画における実績（延利用者数）

事業名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度（見込）
福祉ホーム事業	人／年	1	1	1
知的障害者職親委託制度		6	6	6
点字広報発行事業		50	48	48
声の広報発行事業		68	72	72
自動車運転免許取得助成事業		1	3	3
自動車改造助成事業		15	11	11
視覚障害者自立歩行生活訓練事業		23	23	23

②現状

その他の事業全体としては、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、点字広報発行事業と自動車運転免許取得助成事業はやや増加、声の広報発行事業と自動車改造助成事業はやや減少していますが、全体的に大きな変動は見られません。

③課題

視覚障害者自立歩行生活訓練事業は、県内では本市の事業所 1 か所であり、更なる利用希望に対応し、自立生活を促進することが必要となっています。

5 障がい児支援

①第3期計画における見込量及び実績

(一月当たりの平均利用日数総数と利用者数)

サービス名	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度 (見込)	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児 童 発 達 支 援	人日／月	160	246	160	304	160	349
	人／月	40	78	40	87	40	86
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	人日／月	200	320	200	642	200	1, 168
	人／月	50	72	50	114	50	166
障 害 児 相 談 支 援	人／月	0	0	0	1	0	87

②現状

障がい児支援は、児童デイサービスから児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスという新しいサービスになりました。児童発達支援、放課後等デイサービスともに、利用実績が見込量を上回りながら、年々増加を続けています。児童発達支援で 10 事業所、放課後等デイサービスで 11 事業所の新規参入があり、利用者数及び利用時間の見込量を上回る実績となりました。

障害児相談支援は、事業所の新規参入があったことから、平成 25 年度 1 人、平成 26 年度 7 人の利用実績がありました。障害児相談支援が必要になる平成 27 年度に向けて、サービスの更新に合わせ、計画的にサービス等利用計画の策定を進めています。

③課題

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、事業所数は伸びていますが、早期療育のニーズが高まり利用者は着実に増加しているため、受け入れできる事業所が不足しています。

さらに、少子化や核家族化など家族形態の変化や、共働き家庭の増加や就労形態の多様化など、保護者を取り巻く環境が大きく変化し、送迎や預かり時間の延長等、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに対応することが必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がい者は、これまで保護されるべき人と考えられてきましたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけがされました。いつ、いかなる時においても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がい者は障がいがあるというだけでなく、社会との関係の中で日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がい者だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、差別のない社会の構築に一層取り組んでいかなければなりません。

このような法改正などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず、等しく相互に人格と個性を尊重し合い、地域社会における共生の実現をめざします。

2 基本目標

本計画の基本目標は、「津市障がい者計画」の基本目標と共通の目標とします。

【基本目標】

一人ひとりの個性が尊重され、

心豊かに暮らしていける共生社会の実現

第4章 重点課題に関する見込量及び確保方策

福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるため、第3期計画では現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了したとして、数値目標を設定し、この目標値を達成するための方策を定めて取り組んできました。

第4期計画では、国の基本指針に基づき地域生活支援拠点の整備を加え、第3期計画までの実績、アンケート調査結果を踏まえ、平成29年度を目標年度とした新たな数値目標を設定し、目標達成に向けて取り組みます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行は、国の基本指針によると平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とします。

(1) 第4期計画における見込量

福祉施設の入所者の地域生活への移行の見込量

項 目	平成 27 年度 見込量	平成 28 年度 見込量	平成 29 年度 見込量
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	11 人	11 人	11 人
福祉施設入所者数	275 人	271 人	267 人

なお、平成26年度末において、第3期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれるため、当該未達成分37人は、上記目標を達成後引き続き取り組みます。

(2) 見込量確保の方策

- ① 支援者で地域移行の視点を共有し、計画相談支援等の機会を通じ、施設入所者及びその家族の地域生活への意向を確認します。
- ② モデルケースを通じた取組の拡充により、地域移行に係る課題の抽出を

促進します。

- ③ 積極的な地域移行の取組が進むように、マニュアル・ガイドラインの作成を促進します。
- ④ 地域生活に必要な社会資源をふやす取組を推進します。
- ⑤ 地域移行・地域定着支援の拡充を促進します。
- ⑥ 退所後の生活をイメージできるよう、体験的に利用できる社会資源の拡充を推進します。

2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針により平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にするとともに、就労移行支援事業所の利用者数及び就労移行支援事業ごとの就労移行率に関する目標を設定します。

- 平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加
- 全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成

(1) 第 4 期計画における見込量

①福祉施設から一般就労への移行の見込量

項 目	平成 27 年度 見込量	平成 28 年度 見込量	平成 29 年度 見込量
福祉施設利用者の一般 就労への移行者数	15 人	18 人	21 人

②就労移行支援事業の利用者数の見込量

項 目	平成 27 年度 見込量	平成 28 年度 見込量	平成 29 年度 見込量
就労移行支援事業の利 用者数	29 人	39 人	49 人

(2) 見込量確保の方策

- ① 就労移行支援・就労継続支援事業所の利用者と企業のマッチングの機会を促進します。
- ② 就労を目指す障がい者と企業等がお互いを知る機会として、職場体験実習先の開拓を促進します。
- ③ 企業見学会や就労準備支援など、障がい者に具体的に就労をイメージで

きる機会の創出を促進します。

- ④ 福祉サービス事業所単位の支援に終わらないように、関係機関の役割を明確化し、強みを活かした連携体制を構築します。
- ⑤ 就労移行支援事業の役割を明確にし、目標数値の設定を求め、達成度の検証を実施します。
- ⑥ 就労を目指す支援のあり方について、特定相談支援事業所等への研修、啓発の機会を促進します。

3 地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年度までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等の整備を促進します。

(1) 第 4 期計画における見込量

項 目	平成 27 年度 見込量	平成 28 年度 見込量	平成 29 年度 見込量
地域生活支援拠点	1 か所		

(2) 見込量確保の方策

地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域における訪問系サービスや日中活動系サービスの機能を集約し、居住系サービスを加えた拠点づくりの支援を進めます。

第5章 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策

1 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

①第4期計画における見込量

(一月当たりの平均利用時間総数と利用者数)

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
居宅介護	時間／月	5, 220	5, 490	5, 760
	人／月	290	305	320
重度訪問介護	時間／月	4, 500	5, 000	5, 500
	人／月	9	10	11
同行援護	時間／月	520	572	624
	人／月	50	55	60
行動援護	時間／月	0	63	126
	人／月	0	1	2
重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0
	人／月	0	0	0

②見込量の算定

居宅介護は、利用者数は平成 26 年度実績における前年度の増加分 15 人を毎年度に見込みます。また、利用時間は、平成 26 年度実績における 1 人 1 月当たりの平均利用時間 18.0 時間として見込みます。

重度訪問介護は、サービスの提供ができる事業所が限られていますが、利用者数は第 3 期計画の利用実績と同程度で推移すると見込み、その増加分 1 人を毎年度に見込みます。また、利用時間は、平成 26 年度実績における 1 人 1 月当たりの平均利用時間 500 時間として見込みます。

同行援護は、平成 25、26 年度と利用者数は変わりませんが、利用のニーズは高いことから、今後は事業所の新規参入やガイドヘルパーの養成を促進し、平成 27 年度以降に第 3 期計画の平均利用者数の増加分 5 人を見込みます。また、利用時間は、平成 26 年度実績における 1 人 1 月当たりの平均利用時間 10.4 時間として見込みます。

行動援護への事業所の新規参入が見込まれることから、平成 28 年度 1 人、平成 29 年度に 2 人を計上し、利用時間は、重度障がい者に対する 63 時間/月/人として見込みます。

重度障害者等包括支援は、事業所の新規参入が見込めないことから、第3期計画の利用実績と同様に実績なしで見込みます。

③見込量確保の方策

福祉施設入所者等の地域生活への移行を推進することにより、訪問系サービスの利用者の増加が予想されます。このサービス利用者の増加に対応できるよう、支援者の養成を事業所に働きかけるとともに、事業所の新規参入を働きかけます。夜間・早朝に対応できる事業所についても確保に向けた取組を進めます。

また、行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人に対する支援体制の確保が求められているため、様々な障がいへの対応が可能となるよう、支援者のスキルアップを目的に、県が実施する養成事業や研修等の情報提供を行うなど、障がい特性に配慮した人材の育成・確保に努めます。

津市障がい者相談支援センターを通じ受入可能事業所に関する情報の集約を進めるとともに、サービス利用者への情報提供の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

○生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

①第4期計画における見込量

（一月当たりの平均利用日数総数と利用者数）

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
生活介護	人日／月	11,689	11,785	11,880
	人／月	612	617	622
自立訓練 (機能訓練)	人日／月	174	174	174
	人／月	9	9	9
自立訓練 (生活訓練)	人日／月	137	137	137
	人／月	10	10	10
就 労 移 行 支 援	人日／月	528	710	892
	人／月	29	39	49
就 労 継 続 支 援 A 型	人日／月	2,592	2,592	2,592
	人／月	133	133	133
就 労 継 続 支 援 B 型	人日／月	8,502	8,968	9,433
	人／月	475	501	527

②見込量の算定

生活介護は、利用者数は平成 26 年度実績における前年度の増加分 5 人を毎年度に見込みます。また、利用日数については、平成 26 年度実績における 1 人 1 月当たりの平均利用日数 19.1 日として見込みます。

自立訓練は、現段階では新規参入事業所の予定がないため、第 3 期計画の利用実績とほぼ同じ程度と見込みます。

就労移行支援は、今後も事業所の新規参入が見込まれることから、利用人数では 10 人ずつを、利用日数については、平成 26 年度実績における 1 人 1 月当たりの平均利用日数 18.2 日として見込みます。

就労継続支援 A 型は、第 3 期計画の利用実績とほぼ同じ程度と見込みます。

就労継続支援 B 型は、利用者数は第 3 期計画の平均増の 26 人を毎年度に見込みます。また、利用日数は、平成 26 年度実績における 1 人 1 月当たりの平均利用日数 17.9 日として見込みます。

③見込量確保の方策

生活介護や就労支援サービスについて、事業所の新規参入を働きかけるとともに、既存事業所に対し定員増の働きかけを行い、利用ニーズの増大に対応できるよう努めます。

また、一般就労への移行を促進し、新たな利用者の受入れに取り組むとともに、一人ひとりの能力に応じたサービス利用が可能となるよう、就労移行支援の利用について広く周知を図ります。

一般就労へ結びつけていくための仕組みは、自立支援協議会のワーキンググループ等を通じて検討を行い、関係機関の役割の整理し、強みを活かした連携体制を構築します。

○ 療養介護

①第 4 期計画における見込量

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
療養介護	人／月	44	44	44

②見込量の算定及び確保の方策

現段階では、事業所の新規参入の予定がないため、第 3 期計画の利用実績とほぼ同じ程度と見込みますが、待機者数が増加していることから、増床についての働きかけを行っていきます。

○ 短期入所

①第4期計画における見込量

(一月当たりの平均利用日数総数と利用者数)

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
短期入所	人日／月	581	594	607
	人／月	88	90	92

②見込量の算定

現段階では新規参入事業所の予定がありませんが、利用ニーズは高いものがあり、第3期計画の見込量と同様に微増で見込みます。

③見込量確保の方策

事業所が不足している状況にあることから、既存事業所の事業拡充や通所施設への新規参入の働きかけを強化するなど事業所の拡充に努めます。また、空床の有効活用が図れるよう情報の集約に努めます。

(3) 居住系サービス

①第4期計画における見込量

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
共同生活援助	人／月	205	217	229
施設入所支援	人／月	275	271	267

②見込量の算定

グループホームは、今後の市内における整備計画を勘案し、各年度2施設、定員12名の新規利用者分を見込みます。

施設入所支援は、地域生活へ移行し、減少するものと見込みます。

③見込量確保の方策

福祉施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、グループホームの整備が必要となります。国、県の施設整備補助制度の活用のための情報提供等を行い、事業所の確保に努めます。また、グループホームでの生活に対する利用者の不安を解消し、安心して利用できるよう体験利用を促進します。

施設入所支援は、地域移行の取組を進め、利用者数の削減を図るとともに、待機者対策に取り組めます。

2 相談支援

①第4期計画における見込量

(一月当たりの平均利用者数)

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
計画相談支援	人／月	416	458	500
地域移行支援	人／月	12	12	12
地域定着支援	人／月	23	23	23

②見込量の算定

計画相談支援は、既存サービス利用者（平均 6 か月毎に 1 回の実施）を平成 26 年度実績から 2,243 人、月当たり 374 人として見込みます。また、新規サービス利用者（利用開始から 3 か月間毎月、以後 6 か月毎に 1 回実施）を年間 100 人とし、月当たり 42 人ずつの増加を見込みます。

地域移行支援は、利用開始から 6 か月間毎月実施として、第 4 期計画期間中における入院中の精神障がい者の地域生活へ移行する者及び入所施設からの退所者を対象者として利用者数を見込みます。

地域定着支援は、利用開始から 1 年間毎月実施として、第 4 期計画期間中における入院中の精神障がい者の地域生活へ移行する者及び入所施設からの退所者を対象者として利用者数を見込みます。

③見込量確保の方策

計画相談は事業所が不足している状況にあることから、新規参入の働きかけや相談支援専門員の追加配置など事業所の拡充を促進します。また、スキルアップ研修等を通じて、相談支援専門員の育成に努めます。

地域移行・地域定着支援は、関係機関への利用方法等の周知を図り、より利用しやすい仕組みを構築します。

3 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

①第4期計画における見込量

(実施箇所数)

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
障がい者相談支援事業	箇所	1 (基幹)		

※第4期計画から単位を「相談に関わる事業所数」から「実施箇所数」としました。

②見込量の算定及び確保の方策

増加している相談者への対応に向け、平成 25 年度に 1 事業所の新規参入を確保し、5 事業所体制による相談支援の充実を図りました。

今後、本市における一般相談支援と特定相談支援の役割を整理し、市全体としての相談支援体制の再構築を図ります。

津市障がい者相談支援センターは、障害者総合支援法に定められた地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」としての位置づけを持たせるものとし、障がい者虐待防止センターの併設及び成年後見制度利用支援事業の実施も踏まえた相談支援体制の整理をします。

(2) 成年後見制度利用支援事業

①第4期計画における見込量

(延利用者数)

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
成年後見制度利用支援事業	人／年	9	10	11

②見込量の算定

今後、同制度を必要とする人の増加が見込まれることから、過去の実績を踏まえ毎年度 1 人の増加を見込みます。

③見込量確保の方策

制度の周知とともに、同制度の利用が円滑に進むよう、相談支援体制の充実を図ります。

(3) 意思疎通支援事業

①第4期計画における見込量

(延利用者数)

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
意思疎通支援事業	人／年	240	245	250

②見込量の算定

平成 26 年度実績より微増で推移すると見込みます。

③見込量確保の方策

制度の周知広報に努めるとともに、手話通訳者、要約筆記者派遣事業では、手話奉仕員養成事業や要約筆記体験教室を継続実施し、人材の育成と確保に努めます。

(4) 日常生活用具給付等事業

①第4期計画における見込量

(延給付件数)

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
介護訓練支援用具	件／年	19	19	19
自立生活支援用具		58	58	58
在宅療養等支援用具		72	72	72
情報・意思疎通支援用具		44	44	44
排泄管理支援用具		5,900	5,900	5,900
住宅改修費		16	16	16

②見込量の算定

平成 25 年度から平成 26 年度までの実績の平均値程度で推移すると見込みます。

③見込量確保の方策

利用者の利便性確保の観点に立って、支援用具や申請方法、給付期間について、適宜、実態に合った見直しを進めます。

(5) 移動支援事業

①第 4 期計画における見込量

(一月当たりの平均利用時間総数と利用者数)

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
移動支援事業	時間／月	1, 246	1, 246	1, 246
	人／月	162	162	162

②見込量の算定

利用者数は、平成 26 年度（見込み）と同程度で推移すると見込みます。

利用時間は、平成 26 年度実績における 1 人 1 月当たりの平均利用時間 7.7 時間として見込みます。

③見込量確保の方策

実施事業所の確保を図るため、事業所への新規参入を働きかけるとともに、三重県が実施する養成研修などの情報提供を行い、事業所や人材の確保に努めます。

(6) 日中一時支援事業

①第 4 期計画における見込量

(一月当たりの平均利用日数総数と利用者数)

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
日中一時支援事業	人日／月	2, 739	2, 845	2, 950
	人／月	415	431	447

②見込量の算定

利用者数は、平成 24 年度から平成 26 年度までの平均増加分 16 人を毎年度に見込みます。利用日数は、平成 26 年度実績における 1 人 1 月当たりの平均利用日数 6.6 日として見込みます。

③見込量確保の方策

新規参入の働きかけを行い、実施事業所の確保に努めます。

(7) その他の事業

①第 4 期計画における見込量

(延利用者数)

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉ホーム	人／年	2	2	2
知的障害者職親委託制度		6	6	6
点字広報発行事業		48	48	48
声の広報発行事業		72	72	72
自動車運転免許取得助成事業		3	3	3
自動車改造助成事業		11	11	11
視覚障害者自立歩行生活訓練事業		24	25	26

②見込量の算定及び確保の方策

第 4 期計画においても、引き続き上記の事業を実施していきます。必要とする障がい者（児）が利用できるように事業の周知と利用の促進を図ります。

視覚障害者自立歩行生活訓練事業は、事業所に支援者の増員を働きかけ、利用の拡大に努めます。

4 障がい児支援

①第4期計画における見込量

(一月当たりの平均利用日数総数と利用者数)

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		見込量	見込量	見込量
児 童 発 達 支 援	人日／月	410	431	451
	人／月	100	105	110
放 課 後 等 デ イ サービス	人日／月	1, 442	1, 722	2, 002
	人／月	206	246	286
保 育 所 等 訪 問 支 援	人日／月	8	8	8
	人／月	2	2	2
障 害 児 相 談 支 援	人／月	105	123	141

②見込量の算定

児童発達支援の利用者数は、早期療育のニーズから増加が見込みます。また、平成 27 年 4 月に津市児童発達支援センターが開設されることから、平成 27 年度に 14 人の増加を見込み、その後 5 人の増加を毎年度に見込みます。利用日数は、平成 26 年度実績における 1 人 1 月当たりの平均利用日数 4.1 日として見込みます。

放課後等デイサービスの利用者数は、放課後や夏休み等の活動場所としてのニーズが高まっており、平成 24 年度から平成 26 年度の平均増加分 40 人を毎年度に見込み計上します。利用日数は、平成 26 年度実績における 1 人 1 月当たりの平均利用日数 7.0 日として見込みます。

保育所等訪問支援は、津市児童発達支援センターが開設されることから、平成 27 年度以降 2 人の利用を見込み、月 8 日の利用を見込みます。

障害児相談支援は、国の基本指針により、平成 26 年度実績における障がい児支援受給者数 522 人に 6 か月に 1 回実施として月平均 87 人、新規利用者 43 人には、利用開始から 3 か月間毎月、以降 6 か月毎に実施として月平均 18 人として見込みます。

③見込量確保の方策

津市児童発達支援センターでは、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援を実施します。

さらに、利用ニーズに応じた事業所の新規参入を促進します。

第6章 計画の推進

計画達成状況の点検及び評価

計画を着実に進めていくため、津市地域自立支援協議会において計画の達成状況等について、継続的に点検、評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

本計画の具現化については、「津市障がい者計画」において、施策体系の構築のもと各種事業を展開していくこととなるため、「津市障がい者計画」において本計画の進行管理を一体的に実施することとします。